

Team RYLA 規定

1999年9月、RYLA セミナー修了生（ライラリアン）の更なるリーダーシップ研修の場として、地区 RYLA 委員会の下で、一般財団法人 大阪府青少年活動財団（ユースサービス大阪）に委託していた RYLA セミナーの企画・運営を支援する組織を発足する。

（名 称）

第1条 本組織の名称は Team RYLA（チームライラ）とする。

（目 的）

第2条 Team RYLA は RYLA セミナー修了生のリーダーシップ育成を目的とする。

（参考）国際ロータリーは RYLA の目標を次のように定義する。

- ロータリーが青少年を尊重し、かつ青少年に関心を抱いていることを明らかにすること。
- 若者に実地訓練を体験させ、責任ある有能なボランティア青少年リーダーとなる方法を身に付けるよう激励、援助すること。
- 青少年による青少年への絶えざる、力強い指導を奨励すること。
- 青少年リーダーとして地域社会に尽くしている多数の青少年を公に表彰すること。

（活 動）

第3条 Team RYLA の目的を達成するため次の活動を行う。

(1) Team RYLA定例会

毎月1回、会員相互の情報交換、Team RYLAの運営、活動報告などを行う。

(2) RYLAセミナーの支援

毎回開催されるRYLAセミナーのプログラム企画・運営を地区RYLA委員会、RYLAセミナー ホストクラブと協力して支援する。

(3) Team RYLA研修・交流会

会員のリーダーシップ能力向上及び親睦に資する事業を年に一度以上実施する。

(4) 他地区RYLAセミナー参加

会員各位の知見と知り合いを広めるため、受講生として他地区開催のRYLAセミナーに参加する。

(5) 全国RYLA研究会参加

他地区が開催する様々なRYLAセミナーを知り、他地区ライラリアンとの交流により、Team RYLAの更なる発展を目指す。

(6) 広報

Team RYLAの活動内容について、ロータリーファミリーなどに広報活動を行う。

(運 営)

第 4 条 Team RYLA は地区 RYLA 委員会に帰属し、委員長の指揮下において活動するものとする。

- (1) Team RYLA 年度はロータリー年度と同一年度とし、7 月 1 日より翌年 6 月 30 日までとする。
- (2) Team RYLA としての意思決定は、Team RYLA 定例会にて行う。
- (3) Team RYLA から地区 RYLA 委員会への上程については、代表もしくは代表から委任を受けた者が地区 RYLA 委員会にて行う。

(会員資格)

第 5 条 Team RYLA の会員資格は、下記の何れかを満たした 20 歳から 40 歳までの青年で、地区 RYLA 委員会が承認した者とする。

- (1) RYLA セミナー修了生。
- (2) RYLA セミナーのスタッフを 2 回以上経験した Team RYLA サポート会員。
- (3) 上記の条件を満たしたロータリアン（衛星クラブを除く）は、オブザーバーとして参加する事ができるが、会員資格は有しない。
- (4) Team RYLA 会員がロータリークラブ（衛星クラブを含む）に入会した場合、Team RYLA の会員として継続することができる。ただし所属クラブの許可を得ることとする。

(入 会)

- 第 6 条 1. 入会を希望する者は、会員資格を有する者の過半数が出席する定例会において、過半数に入会を推薦され、代表を通じて地区 RYLA 委員会に入会届を提出し承認を得ることとする。
2. 第 5 条 (2) を活用して将来の入会を希望する 30 歳以上の者は、Team RYLA サポート会員として Team RYLA の諸活動への参加を認める。ただし会員資格は有しない。なお Team RYLA サポート会員となる手続きは会員と同様とする。

(退 会)

- 第 7 条 1. 転勤その他の理由により、Team RYLA を退会する者は、代表を通じて地区 RYLA 委員会に退会届を提出し承認を得ることとする。
2. 理由なく、定例会を 6 か月以上欠席したものは、本人の意思確認の後、地区 RYLA 委員会により退会の手続きをとることができる。

(卒 業)

- 第 8 条 会員が 40 歳に達したロータリー年度末（6 月 30 日）にその会員資格は終了する。
- 但し、知識・技能において、地区 RYLA 委員会が Team RYLA に必要と判断した場合に限り、地区 RYLA 委員長の権限により、1 年単位 最長 5 年まで会員資格を延長することが出来る。

(オブザーバー)

第9条 Team RYLA の円滑な運営の為、オブザーバーを置くことができる。

オブザーバーは、任期を1年とし最長5年迄で、地区 RYLA 委員会が承認した者とする。

(名 簿)

第10条 Team RYLA は会員、サポート会員及びオブザーバーの名簿を常に備え付けるものとし、

7月及び1月に地区 RYLA 委員会に提出するものとする。

(役 員)

第11条 1. 任期は1年間とする。

2. 代表1名、幹事1名、会計1名、代表エレクト1名とする。

3. 代表の判断により幹事および会計の定数を増やすことができる。また必要に応じ、その他の役職を設置することができる。

4. 役員ではないが、会計監査を2名 (Team RYLA、地区 RYLA 委員会より各1名) および直前代表を置くものとする。

(定例会)

第12条 Team RYLAは、細則に従い毎月1回以上、定例会を行うものとする。

(入会金および会費)

第13条 Team RYLAの自律的な活動に必要な資金として、入会金及び会費を定め、徴収することができる。その金額は細則に定める。

(規定および細則の受諾)

第14条 1. Team RYLAの会員はすべて、入会の受諾によってTeam RYLAの規定ならびに細則に従うことを承認したものとする。規定および細則を受領していないことを理由として、その遵守義務を免れることはできない。

2. Team RYLA 会員およびサポート会員は、たとえロータリアンであっても、Team RYLA 規約のもとで全て対等であることを確認する。

(細 則)

第15条 Team RYLAは本規定と矛盾せず、かつ運営に必要と考えられた場合は修正を加え、Team RYLA細則として採択するものとする。ただし、かかる修正は、「Team RYLA細則」に規定されている改正手続に従って採択されたものでなければならない。

(存続期間)

第 16 条 Team RYLA は、本規定ならびに地区 RYLA 委員会活動方針に従い、活動を継続する限り、下記の事由により解散されるまで存続するものとする。

なお、Team RYLA の解散と同時に、会員は団体としても個人としても Team RYLA の名称ならびに記章に関連するすべてを喪失するものとする。Team RYLA の全ての財産は地区 RYLA 委員会に帰属する。

- (1) Team RYLA 自身が解散を決議し、地区 RYLA 委員会が承認した場合。
- (2) 本規定に反する運営並びにその他の事由により、地区 RYLA 委員会が解散を決議した場合。

(改 正)

第 17 条 本規定は地区 RYLA 委員会及び Team RYLA が協議し、地区 RYLA 委員会が決議することにより改正する事ができる。

改訂履歴

2014 年 1 月 15 日	第 4 条、第 5 条追加改訂
2018 年 10 月 11 日	規定・細則の全面見直し
2020 年 6 月 16 日	第 10 条の追加及び改定
2021 年 10 月 20 日	規定・細則の全面見直し

2021 年 10 月 20 日

Team RYLA 細則

(役員を選出)

第 1 条

- (1) 代表エレクトは会員から選出し、選出方法は自選、他薦を問わず、会員の過半数が賛同し、地区RYLA委員会が承認した者とする。なお前年6月の地区委員会までに決定し、地区RYLA委員会の承認を受けるものとする。
- (2) 幹事及び会計・会計監査は、当該年度の代表が指名し、地区RYLA委員会が承認した者とする。幹事が複数名の場合、代理順位を定める。
- (3) 代表が職務継続できないと地区 RYLA 委員長が認めた場合、Team RYLA 定例会の議決および地区 RYLA 委員会の承認の上、代替りの代表を選出することができる。なおその任期は、当該年度終了までとする。

(役員の仕事)

第 2 条 Team RYLA の役員は、地区 RYLA 委員会指導の下、本会の目的達成のため、会員を鼓舞し、積極的に活動する。

- (1) 代表は、地区RYLA委員長と緊密に連携の上、Team RYLAの運営を総理し、かつTeam RYLA定例会の議長を務める。また、地区RYLA委員会に出席し、Team RYLAの活動報告を行う。特に、任期終了後の7月度地区RYLA委員会において、決算報告および事業報告を行い、承認を受けることとする。なお定例会の議長、地区RYLA委員会の出席に関し代理の者を指名することができる
- (2) 幹事は、全ての会合の議事録、記録などを保管・管理する。代表が一時職務継続できない場合、地区RYLA委員会承認の上、代理順位の上位者が代表全ての業務を継承する。なお、その際は新たな幹事を指名することができる。
- (3) 会計は、会の入出金及び財産に関する全ての記録を管理する。地区RYLA委員会に会の財政状況を報告する。
- (4) 代表エレクトは、代表のアドバイスを受け、当該年度の事業計画および予算を立案し決定する。その手続きは以下のとおりとする。
 - ・地区予算が決定するまでに、地区RYLA委員長エレクトに対し、事業計画案および予算案（地区会計・自主会計）を報告する。
 - ・6月末までに、地区RYLA委員会において組織図、事業計画、予算の承認を受ける。
- (5) 会計監査は、会計を監査する。
- (6) 直前代表は、会の運営に対してアドバイスを行う。

(会計規則)

第3条 Team RYLA自主会計、地区会計ともに会計年度は、7月1日～翌年6月30日とする。

- (1) Team RYLA自主会計、地区会計ともに前年6月末までに予算案を作成し地区RYLA委員会の承認を受けるものとする。
- (2) Team RYLA自主会計、地区会計ともに次年度7月度地区RYLA委員会にて決算報告を行い、承認を得るものとする。なお会計監査はそれまでに受けるものとする。
- (3) 予算執行の手順については以下の通りとし、地区RYLA委員会での審議を経て決定する。また実施後の報告については、地区RYLA委員長の指導のもと行うものとする。なお、緊急での執行が必要な場合、地区RYLA委員長の決済で執行することができるものとする。
 - ・物品購入の場合
購入目的、選定理由、管理方法を明確にし、見積書と必要に応じて相見積もりを添付した上で申請する。
 - ・事業の場合
事業計画書、予算書（見積書を含む）を作成し申請する。また事業終了後には報告書と領収書を提出する。なお書式は地区のものと同ーとする。
 - ・研修などの参加の場合
参加目的、内容がわかる資料、予算書を作成し申請する。また終了後に報告書と領収書を提出する。
- (4) 規約14条2項の例外として、ロータリアンを兼務するTeam RYLA会員およびサポート会員に対してはTeam RYLA地区会計からの支出を認めない。

(定例会)

第3条 毎月1回以上定例会を開催する。

- (1) 定例会は代表が提案し、地区RYLA委員会が承認した日時とする。
- (2) Team RYLAの会合は会員資格を有する出席者の過半数を持って定足数とする。
- (3) 会合の方法は、オンラインも可とする。
- (4) 緊急での審議が必要な場合、書面での持ち回り審議を認める。その場合は会員資格の有する全員の半数以上の賛成をもって可決とする。

(入会金および年会費)

第4条 入会金は定めず、会費は月額とし、当該年度を一括して納める。

- (1) 会費は原則月額500円とし、毎年6月末日までに翌年度分を一括して納める。
- (2) 会に入金された年会費および会費は理由の如何を問わず返金しない。
- (3) 年度途中で入会した者は、入会月の翌月を起算日として月割りで納入する。
- (4) 会費を原資とする会計は自主会計とし、運用は会計規則に従い実施する。
- (5) 会費を徴収するかどうか、および会費の金額は、各々の事業計画および予算にて決定することができる。

(改正)

第5条 本細則は、会員資格を有する者の過半数が出席する会合において、過半数の賛成により改正する事ができる。もしくは、地区RYLA委員会からの指導により改正する場合もある。その場合下記(1)及び(2)は適用されないものとする。

- (1) 改正を行う場合、改正を審議する会合の1カ月前までに全ての会員及び地区RYLA委員会に書面により告知する。異議有る者は、会合の2週間前までに書面で意思表示する。
- (2) 改正が承認された時点で適用し、直ちに地区RYLA委員会に報告する。

改訂履歴

2014年1月15日	第4条、第5条追加改訂
2018年10月11日	規定・細則の全面見直し
2020年6月16日	第2条(1)追加、他見直し
2021年10月20日	規定・細則の全面見直し
2022年2月10日	第1条(3)追加、第2条(2)文言修正

2022年2月10日